

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第153号
事故等種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成24年8月9日（木） 05時00分ごろ
発生場所	三重県志摩市片田南方沖 志摩市所在の麦埼灯台から真方位137° 1,900m付近 （概位 北緯34° 14.1′ 東経136° 51.7′）
事故等調査の経過	平成24年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート シーハイウェー三世、13トン
船舶番号、船舶所有者等	243-28674三重、株式会社日硝ハイウェー
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラシャフト損傷、トランスミッション取替 定置網 枠用ワイヤロープ損傷
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗船し、志摩半島南方の布施田水道を通過して東進中、麦埼灯台南東沖の定置網設置区域に接近し、平成24年8月9日05時00分ごろ定置網に乗り揚げた。 本船は、仲間の漁船により、定置網から脱出した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風 静穏 海象：潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：05時09分ごろ
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の航行経験が約5回あり、定置網設置区域があること、及び季節によって定置網が撤収されることを知っていた。 船長は、定置網の標識灯が見えなかったため、定置網が撤収されていると思っていた。 本船は、GPSを設備していたが、船長は、本事故発生場所付近の映像を拡大して使用していなかった。 定置網は、網本体が撤収され、枠用ワイヤロープが撤収されずに残っており、同ロープも近いうちに撤収される予定であった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、麦埼灯台南東沖を航行中、船長が定置網が撤収されている

	と思い、定置網設置区域に接近したことから、定置網の枠用ワイヤロープに乗り揚げたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、麦埼灯台南東沖を航行中、船長が定置網が撤収されていると思い、定置網設置区域に接近したため、定置網の枠用ワイヤロープに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定置網設置区域に接近しないよう、船位を確認して航行すること。</li></ul>